

## 日 乗 連 ニ ュ ー ス

### **ALPA Japan NEWS**

www.alpajapan.org

Date 2005.12.06

No. 29 – 12

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan 幹事会 〒144-0043 東京都大田区羽田5 - 11 - 4 フェニックスビル TEL.03-5705-2770 FAX.03-5705-3274 E-mail:office@alpajapan.org

#### 「宇宙線問題」について HUPER 委員会からの報告

# 是得の取り組みが軽差結然!

乗務中の宇宙線(放射線)被ばくに関する私たちの取り組みは、1990年頃から始まり、独自の調査(宇宙線測定)や学習活動などを通じて職場に急速に広がりました。その後、96年に私たちが対策を求めて関係当局に行った「要請」などをきっかけに、テレビ、新聞、雑誌などの報道が続き、国会でも取り上げられるなどして、社会的にも注目され始めました。

この頃、EU 各国では欧州放射線防護指令(96 年発効:加盟各国は遵守義務を負う)に則って「航空機乗務員に関する宇宙線対策」の具体的検討が始まり、2001 年までに、イギリス、ドイツ、スペイン、アイルランドなどが既に法制化を終えています。一方、日本では、96 年の大臣国会答弁や 98 年の放射線審議会の答申などで検討の必要性を認めながらも、一向に具体的な検討は進みませんでした。

日乗連はこのような状況のなか、03年のIFALPA Policy の決定などを踏まえて、04年2月、客乗連と合同で文部科学省などに対して「再度の要請」を行いました。この要請はNHKを中心に大きく報道され、その後、他報道機関からも宇宙線対策を求める報道などが続き、社会的に大きな注目を集めました。そして、3月には国会で再度取り上げられ、文部科学大臣が「取り組み」を約束するに至りました。

かくして文部科学省は 04 年 6 月、省内に東京大学小佐古敏荘教授を主査とする専門家による「航空機乗務員等の宇宙線被ばくに関する検討ワーキンググループ (W/G)」を発足させ、この問題についての本格的な検討を開始しました。そして、この W/G は、04 年 6 月 23 日に開かれた第一回会合から数えて 11 回目となる本年 11 月 1 日の会合をもってその検討を終了し、11 月 29 日、W/G の上部機関である放射線安全規制検討会に対して報告書を提出しました。

日乗連は HUPER 委員会を中心に W/G の全ての会合を傍聴し、そして、第 2 回  $(04 \pm 9 \ \text{月} \ 14 \ \text{H})$  および第 5 回  $(05 \pm 2 \ \text{H} \ 25 \ \text{H})$  の会合では、W/G の求めに応じて、私たちの感じている不安や要望事項などについて訴えました。また、会合以外でも W/G の事務局である文科省の放射線安全規制室の担当者と面談を重ね、私たちの要請の実現に向けて突っ込んだ話し合いを行うなど精力的に取り組みました。

## 今後は個人の宇宙線被ばく量が管理される

W/G の結論として作成された報告書は企業に対して、「乗員に宇宙線についての適切な教育を実施すること」「乗員個々人の宇宙線被ばく量を算出し記録保存すること」「企業自らが宇宙線被ばく量のガイドライン(年間5ミリシーベルト)を設定し、それを目標に管理すること」などを求めています。

残念ながら、私たちが求めていた、「宇宙線被ばくを『職業被ばく』と法的に位置づけること」自体は見送られましたが、上述のように、今後企業が求められる対応策は、実質的に私たちの要請をほぼ満たす内容となっています。また、これらは、EU 諸国などの対応策とも概ね同等の内容となっています。

今後、この報告書は放射線審議会の検討を経て決定され、企業に対して行政指導されることになると考えられます。

この宇宙線対策が決定され次第、その具体的内容について、改めて詳しく皆さんにお知らせします。

